

情 報

求められている 歯科技工士・歯科衛生士

明倫短期大学
学長 河野正司
(歯科医師)

1. 在宅医療の拡充のために

戦後の第一次ベビーブーム時代に生まれた団塊世代が65歳以上となった現在、10年後の平成37年には、新潟県における後期高齢者の人口総数に占める割合は、34.3%に達するものと予想されている。

この団塊年代が後期高齢者になる前に、医療・介護サービスの提供体制改革を押し進めることが急務と言われている。そこで新潟県においては、「効率的で質の高い医療提供体制の構築」と在宅医療・介護の基盤整備を含む「地域包括ケアシステムの構築」を二本柱として取り組んでいくこととなっている¹⁾。

具体的には、地域医療介護総合確保基金が設立され、在宅医療の基盤整備を含む医療・介護の連携促進のために、質の高い人材の確保、勤務環境の改善等に積極的に取り組む活動が始まっている。このような環境の中で、医療従事者等の確保・養成事業の一環として、歯科医療従事者として活動する歯科技工士・歯科衛生士の復職支援研修事業が計画されている。

そこで歯科技工士・歯科衛生士の就業状況と復職支援に関する調査を、学校法人明倫学園明倫短期大学が新潟県から委託を受けて平成27年2月に実施し、その結果を新潟県に提出している²⁾。その調査の概要を記すと共に、そこから課題を読み取ってみたい。

2. 歯科技工士・歯科衛生士の就業状況と復職支援に関する調査の概要

新潟県内の歯科技工士養成校・歯科衛生士養成校及び各校同窓会の協力を得て、歯科技工士・歯科衛生士有資格者の就業実態を調査するとともに、潜在的歯科技工士・歯科衛生士の復職意識と復職支援に対するニーズ調査を、平成27年2月6日～2月23日の期間に調査票の郵送によるアンケート方式で行った。

1) 調査対象者

県内歯科技工士・歯科衛生士養成校卒業生のうち、新潟県内に在住している4,763人から、平成27年3月27日現在で1,712人の回答をいただいた。このうち、平成27年3月2日までに回収できた1,673人について集計を行った。

回答者数の詳細は次のとおりである。

歯科技工士養成校卒業生回答者数	479人	(対象者の29.8%)
歯科衛生士養成校卒業生回答者数	1,194人	(対象者の37.8%)
計	1,673人	(対象者の35.9%)

2) 就業者および非就業者

歯科技工士、歯科衛生士それぞれの該当者数は次のとおりである (図1-1・1-2)。

歯科技工士：就業者	254人	(回答者の53.0%)
非就業者	225人	(回答者の47.0%)
歯科衛生士：就業者	777人	(回答者の65.1%)
非就業者	417人	(回答者の34.9%)

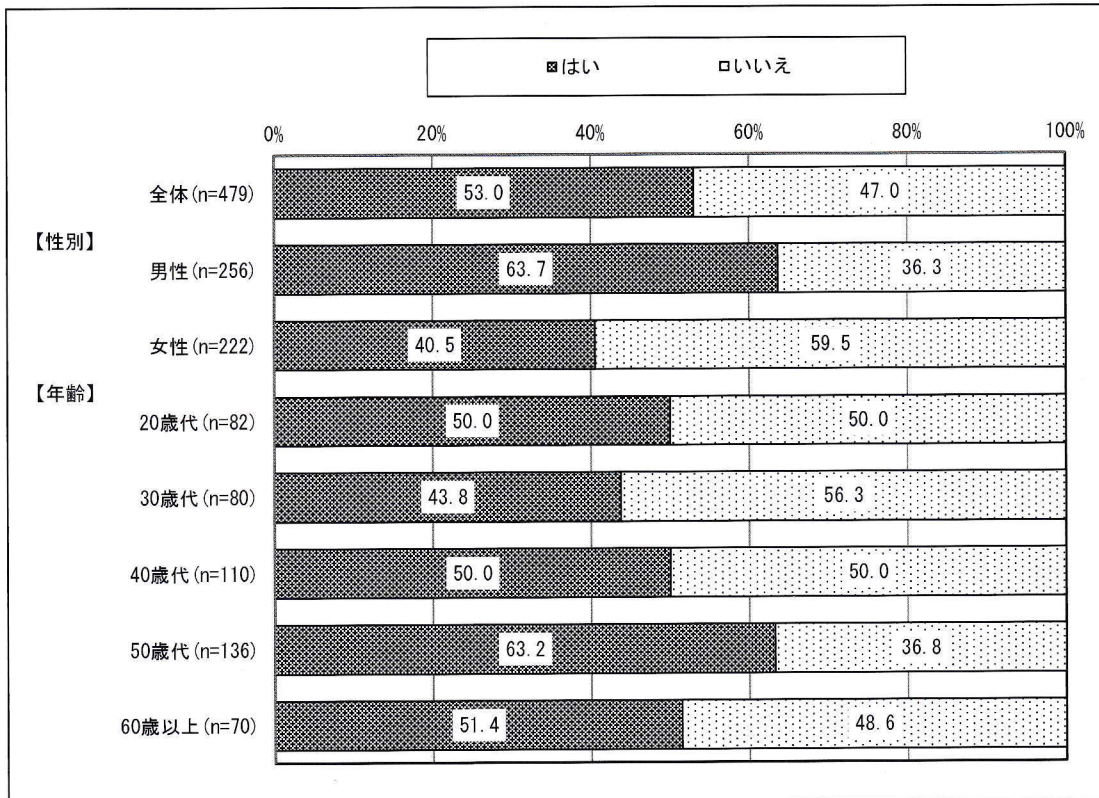


図 1-1 歯科技工士として就業の有無

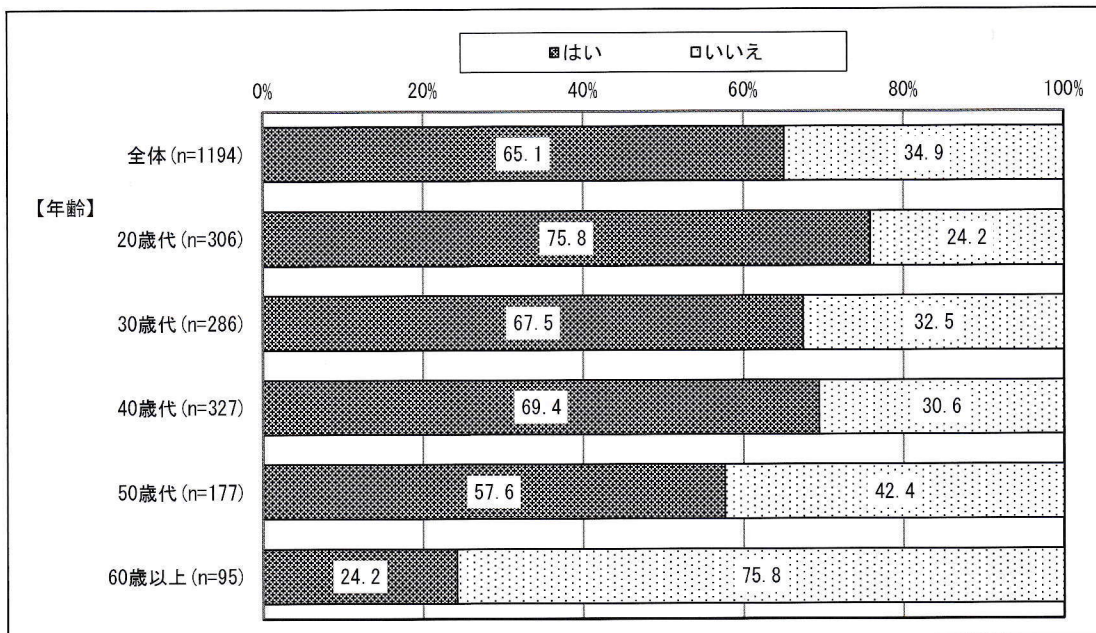


図 1-2 歯科衛生士として就業の有無

3) 就業者の年齢構成

歯科技工士(254人), 歯科衛生士(777人)それぞれの就業者年齢構成は次のとおりである(図2-1・2-2).

〔歯科技工士：20～40歳代が56.8%（男 47.2%，女 68.0%），50歳以上が43.0%と就業者は高齢化している。
 〔歯科衛生士：20～40歳代が77.0%と高い就業者率を示している。50歳以上は22.8%。〕

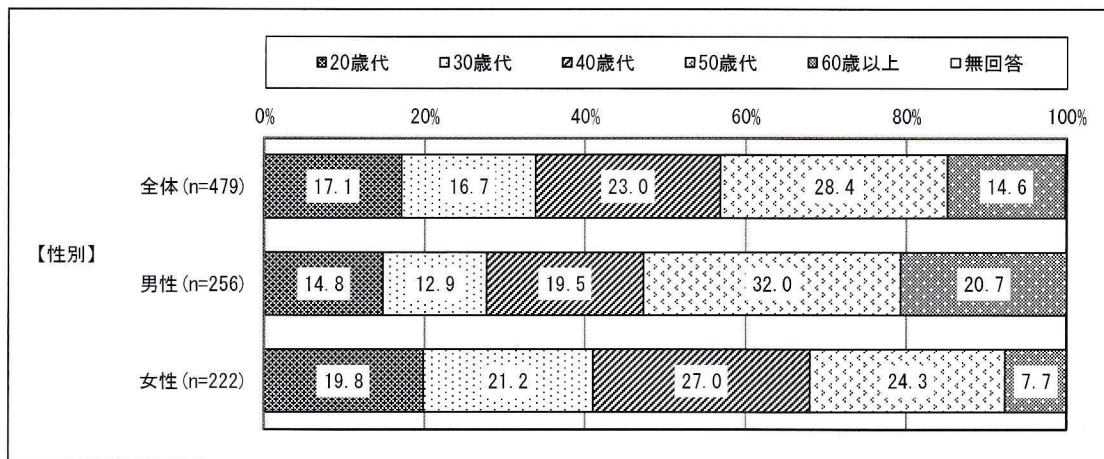


図2-1 歯科技工士回答者年齢

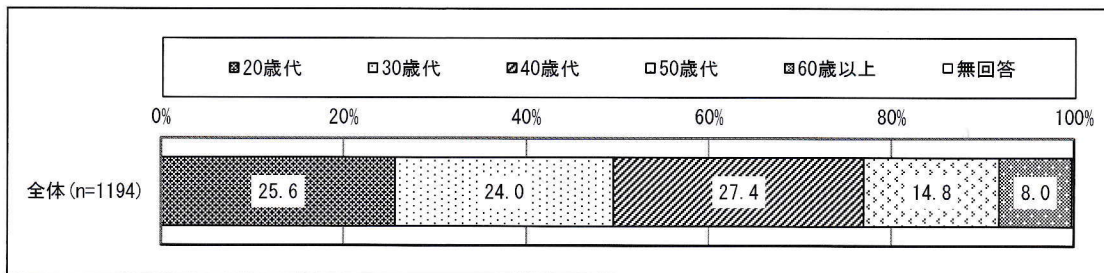


図2-2 歯科衛生士回答者年齢

4) 仕事の魅力, やりがい

現在就業している歯科技工士(254人), 歯科衛生士(777人)それぞれに, 仕事の魅力(図3-1・3-2)とやりがい(図4-1・4-2), さらに今後の就業の継続(図5-1・5-2)について問うた. その結果は次のとおりである.

〔歯科技工士, 歯科衛生士共に：
 半数以上の者が国家資格の専門職であることから, 仕事に魅力を感じている。
 また, 70～80%の者が仕事にやりがいを感じている。
 ・今後の就業継続については, 歯科技工士, 歯科衛生士共に80%以上の者が継続したいと回答している。
 しかし, 20歳代の歯科技工士では, 今後の就業希望者は63.4%と低かった。〕

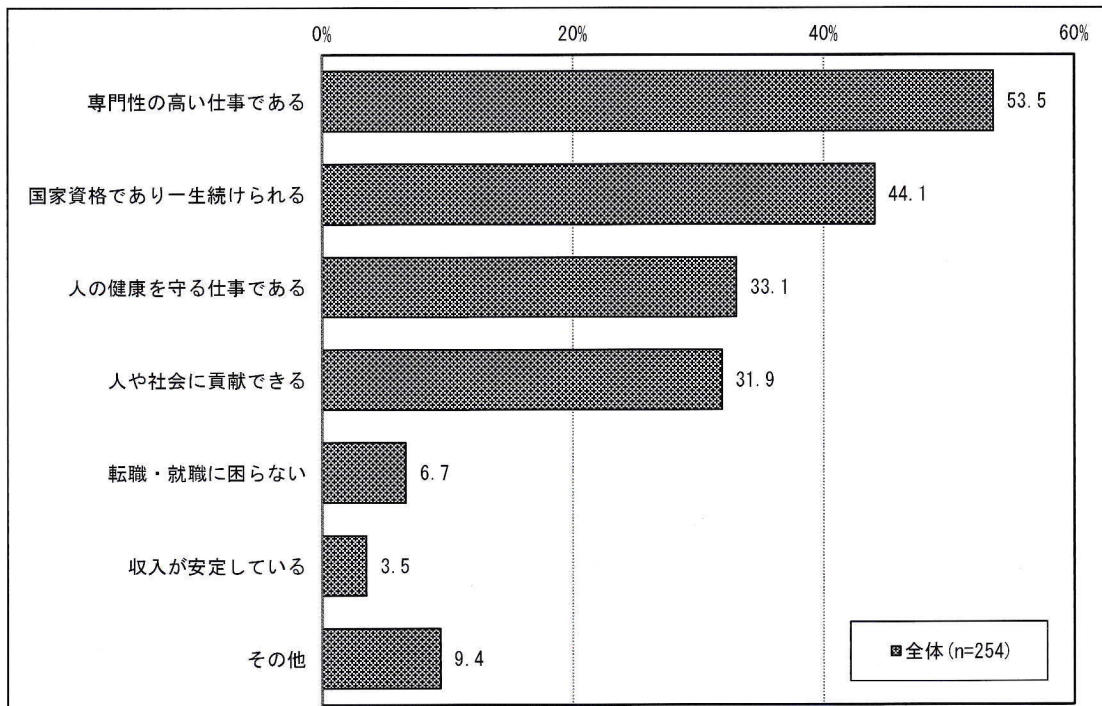


図 3-1 歯科技工士の仕事の魅力 (複数回答可)

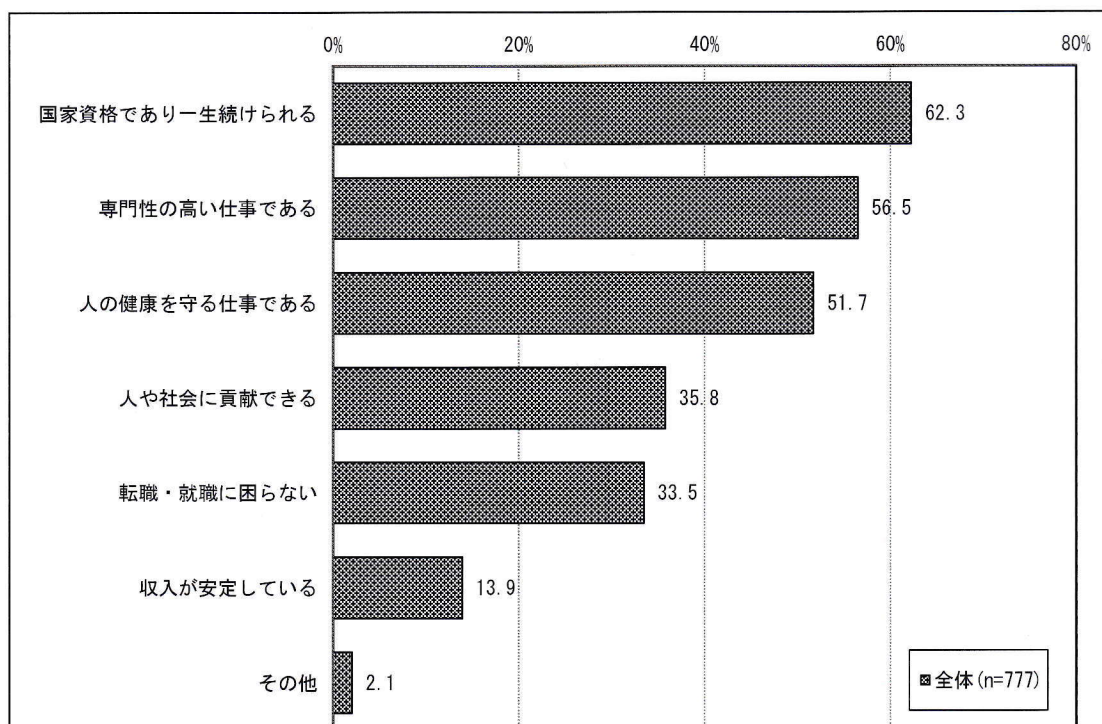


図 3-2 歯科衛生士の仕事の魅力 (複数回答可)

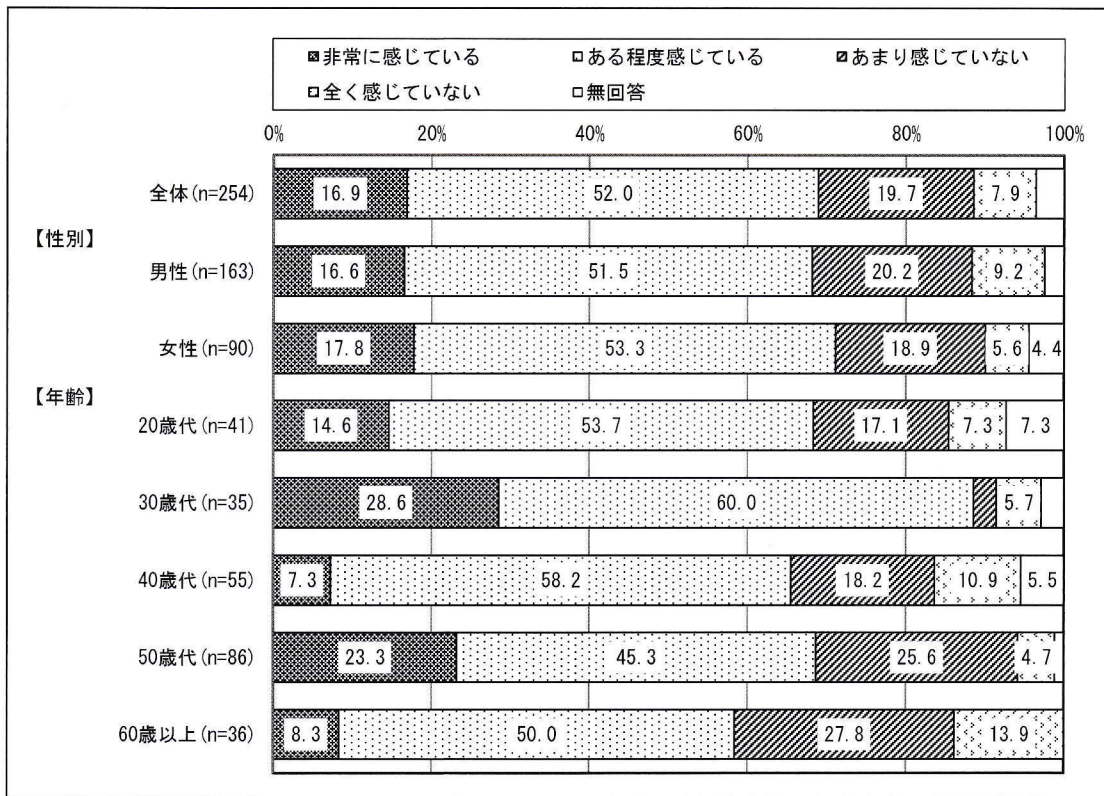


図 4-1 歯科技工士の仕事のやりがい

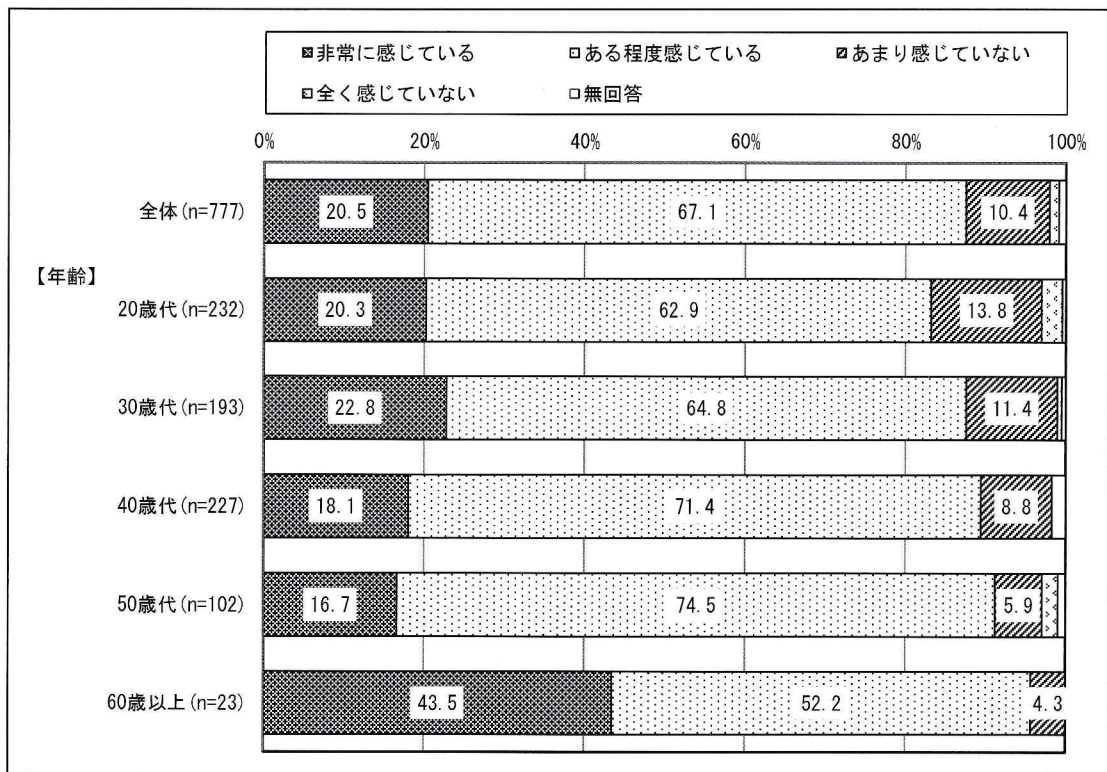


図 4-2 歯科衛生士の仕事のやりがい

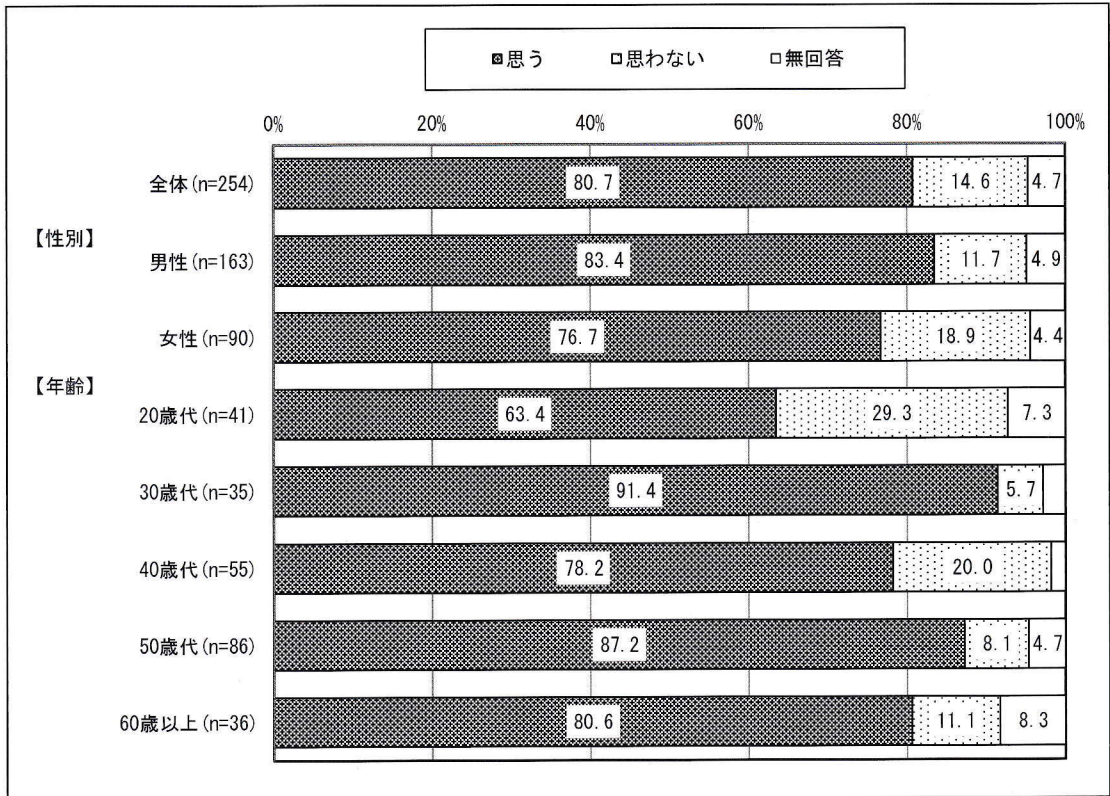


図5-1 今後も歯科技工士として働き続けたいと思うか

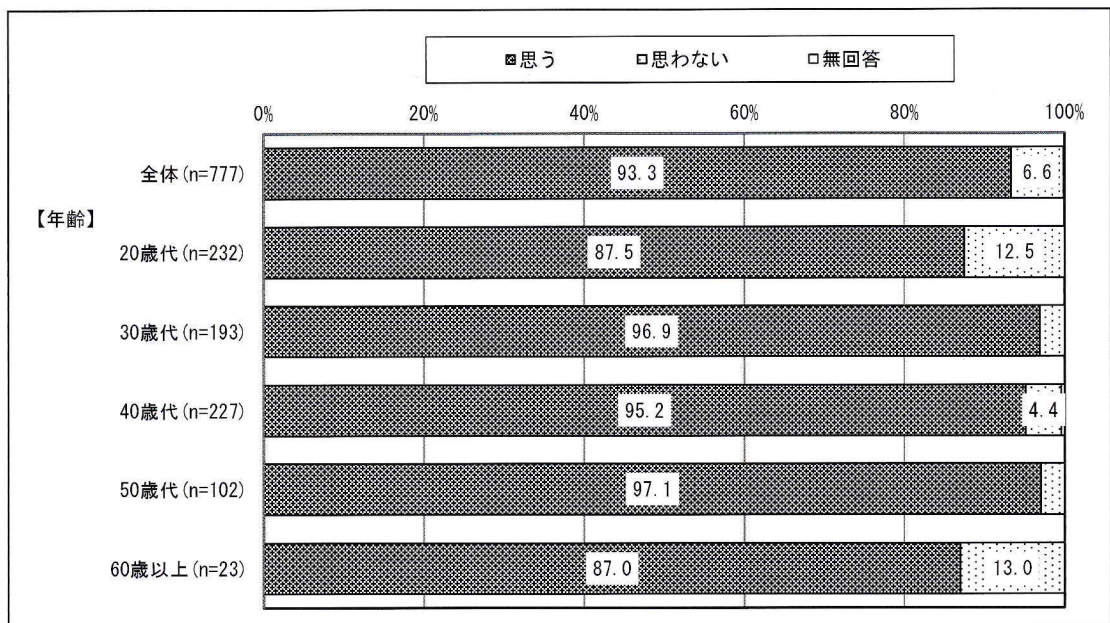


図5-2 今後も歯科衛生士として働き続けたいと思うか

5) 職場についての改善・要望事項 (図6-1・6-2)

この質問に対し、現在就業している歯科技工士 (254人), 歯科衛生士 (777人) の半数以上の回答者が第1番目の要望として、給与面での改善を求めている。

また、就業時間・休暇・福利厚生など労働環境の改善を40%近い者が求めている。

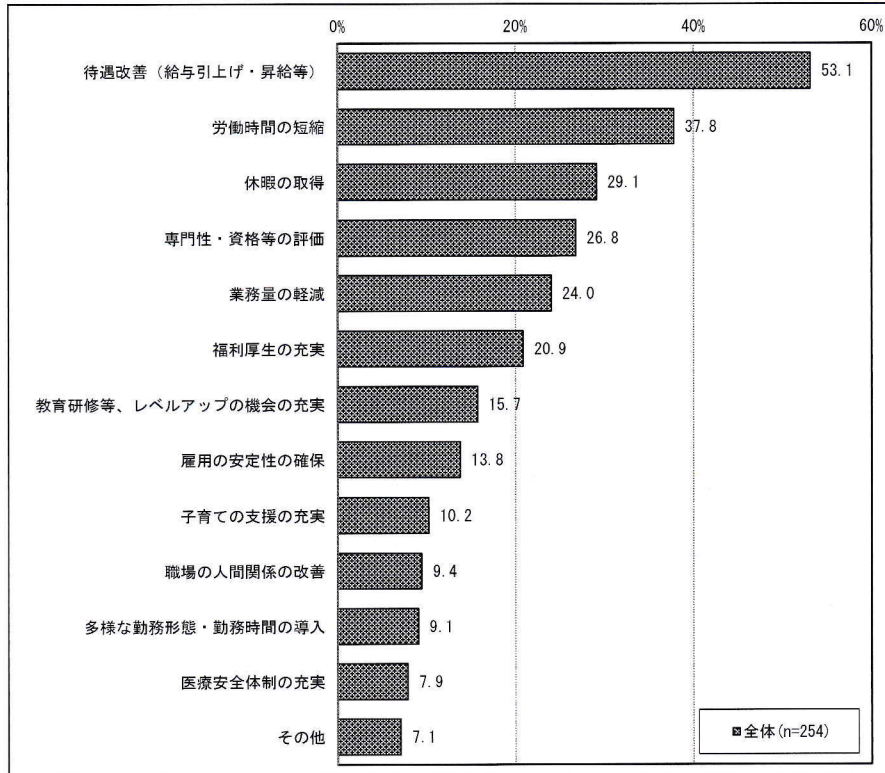


図 6-1 歯科技工士：現在の職場に改善してほしいこと (複数回答可)

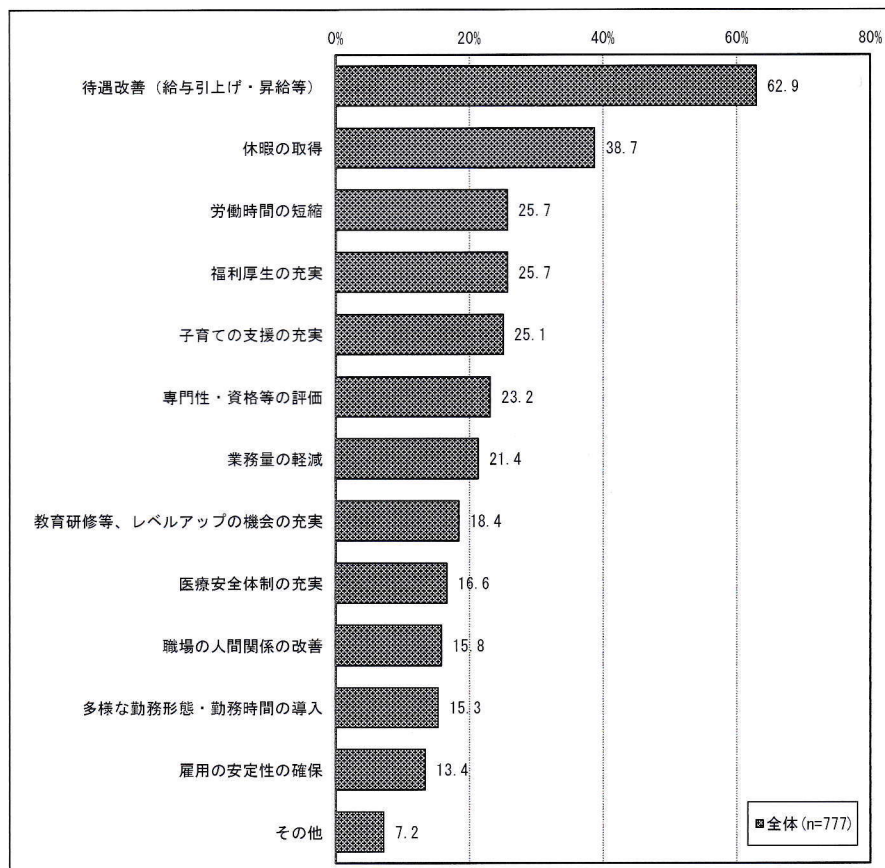


図 6-2 歯科衛生士：現在の職場に改善してほしいこと (複数回答可)

6) 非就業者の復職希望について

現在離職している歯科技工士（225人）、歯科衛生士（417人）の復職意思についての質問では、次のような厳しい回答結果となった（図7-1・7-2）。

〔歯科技工士：復職の見込みがある者は20.0%，復職の見込みがない者が77.8%。
 歯科衛生士：復職の見込みがある者は38.4%，復職の見込みがない者が61.4%。〕

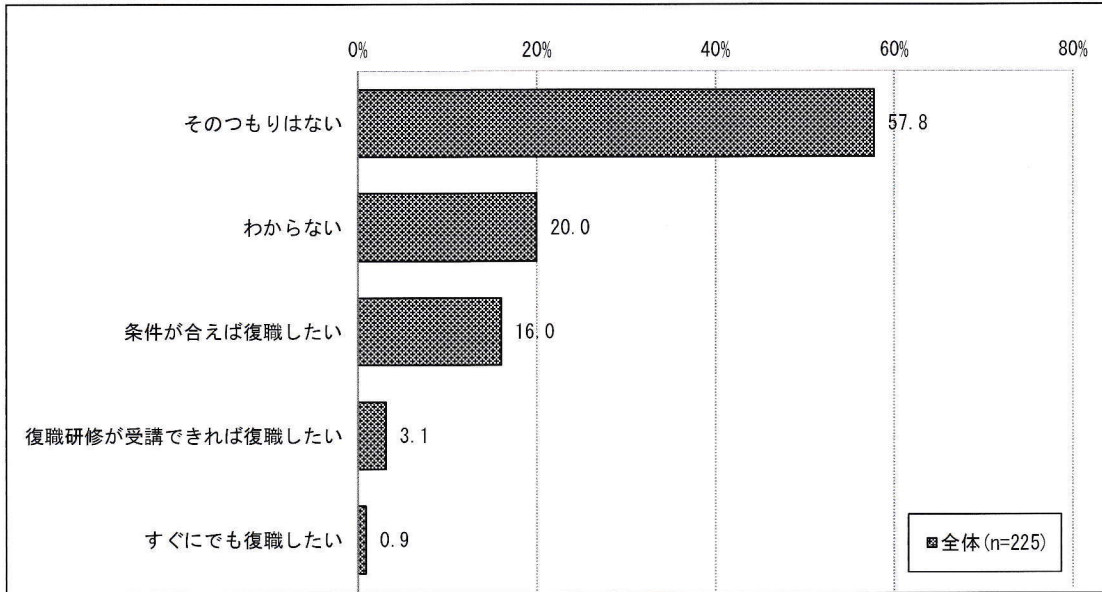


図7-1 歯科技工士として復職したいと考えているか

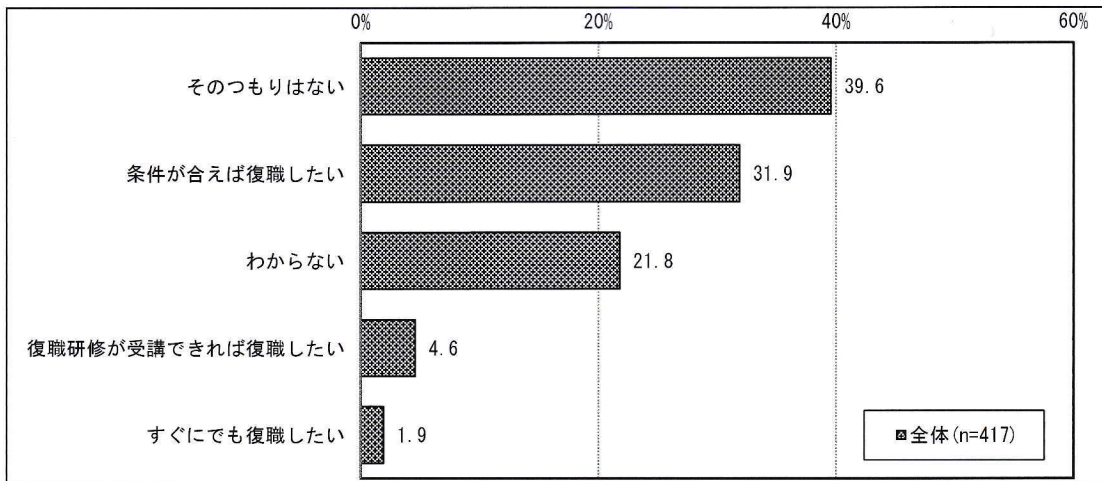


図7-2 歯科衛生士として復職したいと考えているか

7) 復職研修希望について

復職希望者に対する専門技術の再研修受講の意思を聞いた。研修希望率と希望研修内容の回答結果は次のとおりである（図8-1・8-2, 9-1・9-2）。

〔歯科技工士：28.4%が希望。（希望研修種目：CAD/CAM, 前装冠の製作, Br, PD, 新しい前装材料, 作業模型製作法など）
 歯科衛生士：43.9%が希望。40・50歳代では50%程度と高率になる。
 （希望研修種目：口腔ケア, 摂食嚥下リハ, 治療材料取扱法, 食育支援, SRPなど）〕

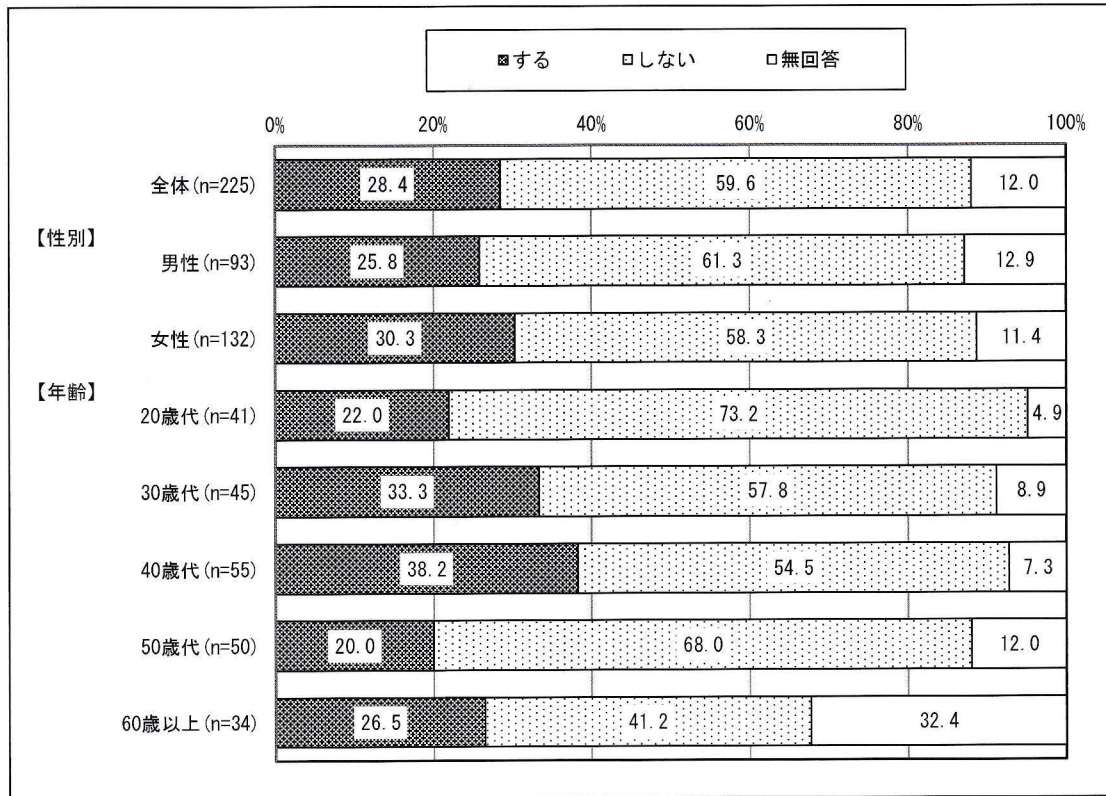


図 8-1 歯科技工士として復職するための研修希望の有無

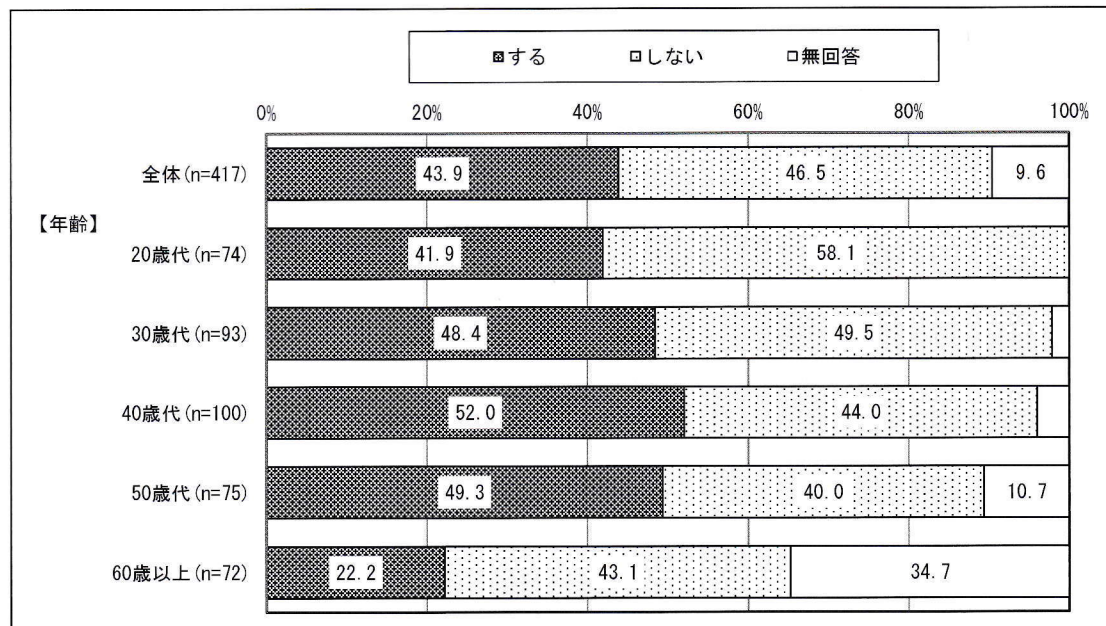


図 8-2 歯科衛生士として復職するための研修希望の有無

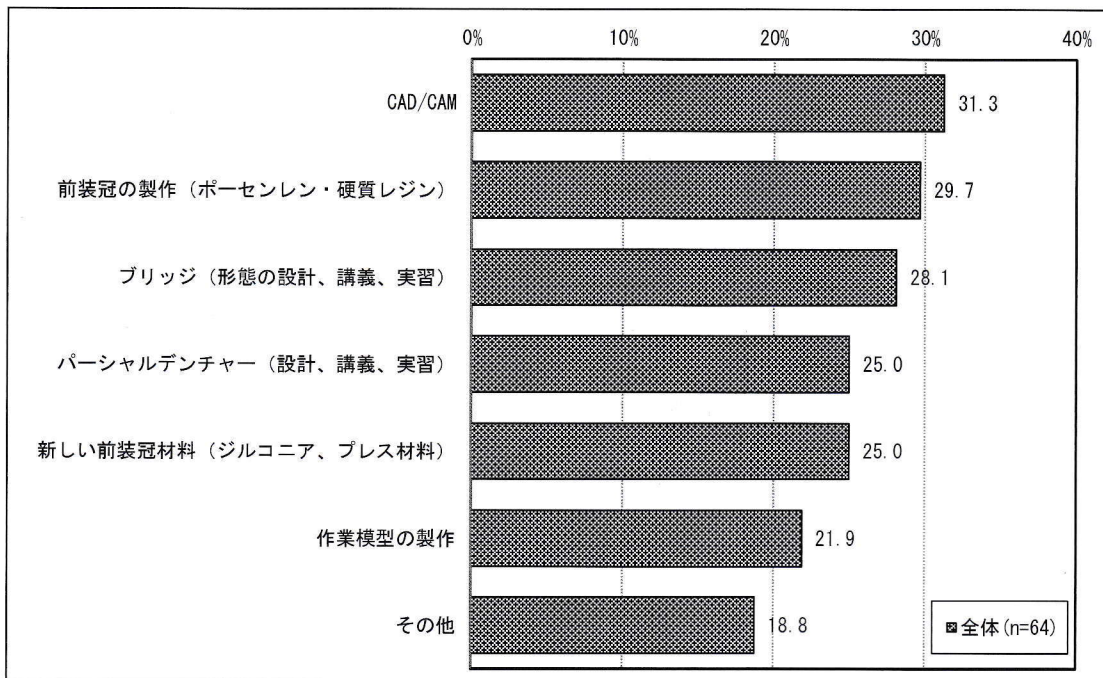


図9-1 歯科技工士として復職するために希望する研修内容 (複数回答可)

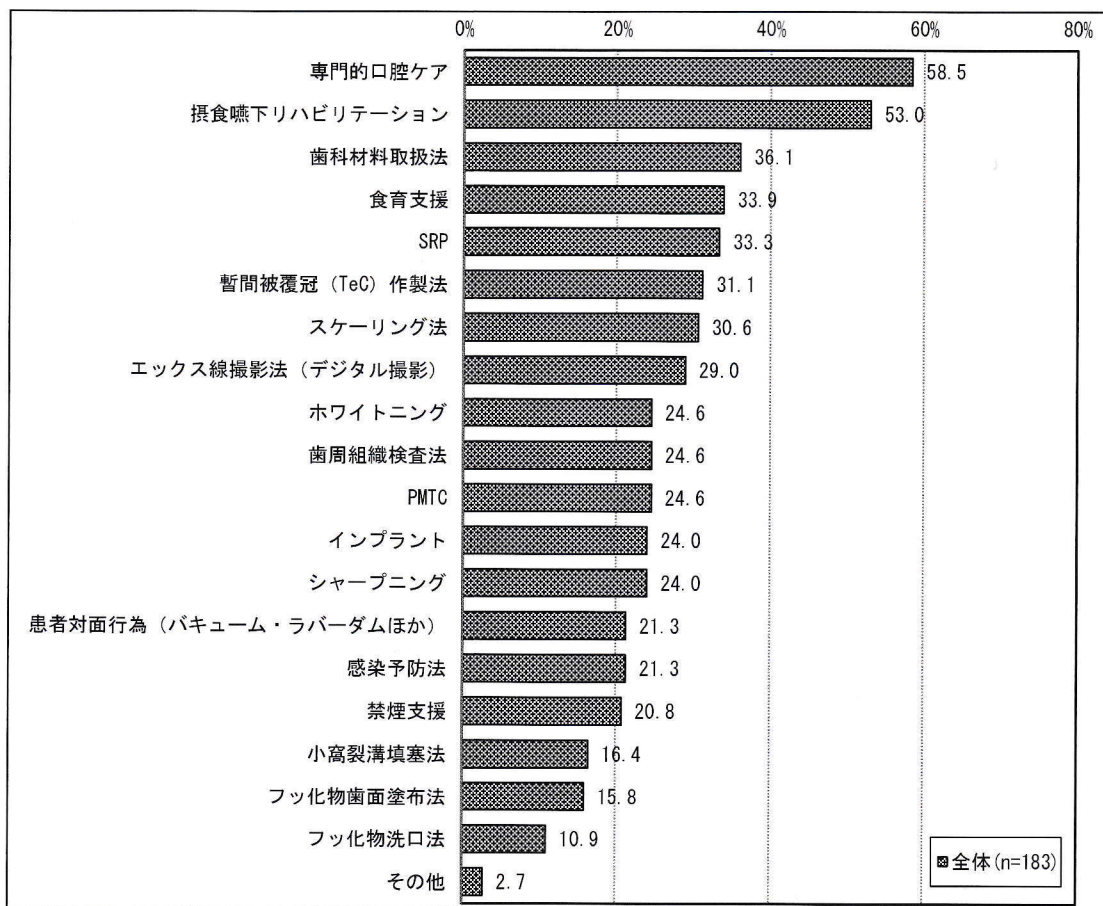


図9-2 歯科衛生士として復職するために希望する研修内容 (複数回答可)

8) 復職支援登録票について

今回の調査実施にあたり、調査票に復職支援登録票を添付し、今後開催されるであろう、復職支援のための研修会やネットワーク登録の希望者を募った。

平成27年3月17日までに、受付した登録者数は次のとおり。

歯科技工士登録者数	123人	(うち現在離職者	53人	離職者の23.6%)
歯科衛生士登録者数	363人	(〃	150人 離職者の36.0%)
計	486人	(〃	203人 離職者の31.6%)

登録希望者を年齢別で見ると、歯科技工士、歯科衛生士ともに40歳代が最も多い(歯科衛生士では30歳代も同数)。

経験年数の区分では、歯科技工士においては「5年未満」が27.6%で最も多く、歯科衛生士では「5年以上10年未満」が26.7%で最も多い。

尚、登録票はデータベース化し、今後の復職支援ネットワーク構築や復職支援講座開催時等に活用する予定という。

3. 調査を終えて

「効率的で質の高い医療提供体制の構築」と在宅医療・介護基盤の整備を含む「地域包括ケアシステムの構築」を目指す新潟県において、歯科医療界では歯科技工士および歯科衛生士の確保が求められており、その解決法の1つとして非就業者の復職を促す支援事業がある。本調査結果からこの課題解決の糸口を探ってみたい。

1) 回答者について

県内養成機関の同窓会・校友会のご協力を得て30%を越える回答をいただき、新潟県における歯科技工士、歯科衛生士に関する就業状況を垣間見ることが出来た。

新潟県には県外の養成機関で修学された歯科技工士・歯科衛生士の方々も多く在住していると推測される。これらの方々には周囲に同窓関係者も少数であろうことから、本調査の対象の中にも含めたかった。しかし、アンケートをお送りする術を見出すことができず、ご意見を反映出来なかったことは残念であった。

*特に歯科衛生士について

歯科衛生士については本調査の半年ほど前に、日本歯科衛生士会が全国の会員を対象とした勤務実態調査を行っている(以下、「日衛調査」と言う。)³⁾。その報告書によると、新潟県の回答者数は294人と本調査の回答者数の約25%である。この回答数は日本歯科衛生士会の組織率が15.3%(H22年12月末現在)⁴⁾と、歯科医師の65%、歯科技工士の35%と言われる値より低いことに起因すると思われる。しかし日衛調査³⁾では、歯科衛生士として職業意識の高い者の回答を得ていると考えることが出来よう。

一方、本調査の対象は日本歯科衛生士会の会員に限定することなく、調査対象はより広く多くの回答を得ている。その点で、歯科衛生士の就業・復職の現状をより広範な視点で捉えることが出来ているのではあるまいか。

2) 就業者について

*就業者率

本調査によると、現在の就業者率は歯科技工士では53.0%、歯科衛生士は65.1%と回答者の半数以上を占めている。一方、日衛調査³⁾によると、新潟県における歯科衛生士の就業者率は88.8%を示している。この値は全国平均の86.4%を越えるもので、本県の日衛会員の職業意識の高さを示すものであろう。

* 就業者の改善要望

本調査において歯科技工士、歯科衛生士共に、半数以上の者が第1番に給与の改善、次いで職場環境の改善を要望している。回答者の職業意識が高いと考えられる全国を対象とした日衛調査³⁾においても、現在の給与に対する「不満」と「非常に不満」の合計が28.7%で、最も改善してほしいことは「待遇改善」と27.7%の回答者が訴えている。

確かに歯科衛生士の新潟県における時間給・年給などは、日衛調査³⁾によると関東甲信越ブロックはもとより全国平均値までも達していない。それでも現在就業者は、歯科技工士の約70%、歯科衛生士では80%以上が仕事にやりがいを感じており、また共に80%以上の者がこれからも就業を継続したいとしている。

このような素晴らしい就業意欲に応じて、彼らの求めている改善要望事項が実現することを関係者諸氏に望みたい。

3) 復職の可能性

* 復職希望者数について

非就業者の復職希望状況を見ると、復職の見込みがある者が歯科技工士で20.0%、歯科衛生士でも38.4%であり、復職の見込みがない者が歯科技工士で77.8%、歯科衛生士でも61.4%と半数以上を占めている。

一方、日衛調査³⁾によると、会員の13.6%が非就業者であり、この内50%近くのもの「条件が整えば再就職したい。特に25~35歳の約80%が再就職を望んでいる。」としており、本調査における復職希望者38.4%より高い比率を示しているが、これは日衛会員の職業意識の高さによるものであろう。

前述のとおり、今回の本調査では、県外の養成機関で修学された方々が対象外となっている。これらの歯科技工士・歯科衛生士は本県における歯科医療職に関する情報をより求めていることは想像に難くない。これらの方々に直接アクセス出来る手段を開拓して、復職希望の有無等の意見を反映することが今後の課題であろう。

* 復職研修について

非就業者のうち復職を希望する者は研修を求めているが、その割合は40・50歳代の歯科衛生士では50%程度となっているものの、回答者全体では歯科衛生士が43.9%、歯科技工士が28.4%と、希望者の比率は必ずしも高くない。

一方、日衛調査³⁾によると、研修を「希望する」が57.1%、「希望しない」35.0%であり、特に35~45歳代では70%を超えている。

4. 復職に向けた環境整備

この点について本調査の結果から考察してみたい。

1) 考えられる離職理由は？

本調査では、離職者について退職理由を問うてはいないので推測の域を出ないが、現就業者のもつ不満と同様な事項が、離職理由である可能性は高いと考えるのは論理的であろう。

就業者が抱えている第1番目の改善要望事項は給与や労働環境面であることを前述した。これらの事項に対する不満が離職の大きな理由と推測できよう。

「歯科衛生士の離職原因は家族的原因が多く、低賃金、ストレス等の個人的理由は少ない」とする意見も見られるが⁵⁾、本調査からは歯科技工士と同様に歯科衛生士においても待遇を含めた職場環境が離職理由の第1番と考えられる。

2) 復職の障害は何か？

日衛調査³⁾では、復職の障害として25～44歳では80%以上の者が育児、保育などをあげているが、55歳以上になると大きく減少している。

回答者数が日衛調査³⁾の4倍以上の本調査によると、前項で記したとおり、復職研修の希望は必ずしも高くない。この結果を考慮すると、技量に不安があるなどから復職を躊躇しているというよりは、職場の待遇や環境に魅力を感じないことが復職を妨げている大きな理由ではあると考えられよう。

復職の見込みがない者が歯科技工士で77.8%、歯科衛生士でも61.4%と半数以上を占めるという本調査の語るものは、給与の改善や職場環境の改善が果たされない状況下では、非就業者の復職は容易ではないと思われる。彼らは自らの特権であるそれぞれの国家資格を生かすことなく、より安易に収入が得られる有利な職場に身を置いているように感じられる。

① 歯科技工士について

歯科衛生士とは異なり、歯科技工士は、歯科医師から独立した立場の職場環境で事業が営まれている。この意味から、待遇や職場環境の改善は自己努力にゆだねられている部分が多いであろう。

しかしながら、現法制下において、歯科技工士は、直接診療報酬を受け取ることができず、種々ある医療技術者の中でも患者さんと直接的な接触ができない唯一の医療技術職であるため、その主な市場は、歯科技工指示書を作成する歯科医師との関係に限定される。

歯科技工士の待遇や職場環境の改善には、これらの課題解決に向けた歯科技工士自らの努力と歯科医師との協働による取り組みが不可欠である。今後の歯科技工士と歯科医師諸氏の働きに大いに期待したい。

② 歯科衛生士について

昨今、歯科衛生士不足が叫ばれている。現就業者は「やりがい」を感じて職を継続したいとしても、待遇や職場環境面での不満は多い。

就業している歯科衛生士が職を継続できるように、また離職者が復職できるためには、歯科衛生士職の待遇や職場環境面の改善が必要なことは前掲してきたエビデンスから明白であろう。

歯科衛生士の雇用者は歯科医師であり、復職の障害を取り除くことができるのも雇用者である歯科医師であることから、雇用環境の改善に努力されることを望みたい。

平成27年4月には歯科衛生士法が改正、施行され、歯科衛生士は「歯科医師の直接の指導の下に、歯・口腔疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。」とした条文が、「歯科医師の直接の指導の下に」を「歯科医師の指導の下に」、また「女子」を「者」とそれぞれ改められた。

この改正により歯科衛生士としての業務を効率的に遂行可能となり、その活動に大きな期待が寄せられている。ぜひ雇用者である歯科医師のこの面における理解が促進し、発展的に運用され、歯科衛生士の就労環境の改善が図られることを望みたい。

3) 歯科技工士・歯科衛生士養成機関として

歯科技工士、特に歯科衛生士については、求人に見合う求職者がいないとの嘆きが歯科医師諸氏から発せられている。しかし、各養成校への入学希望者数は必ずしも十分ではない。全国的に見ても入学定員を割っている養成機関は珍しくない。

歯科技工士・歯科衛生士を魅力ある職へと変えて、入学希望者を増やすことができれば、復職者の実現と共に、就業者を増やすことにつながることは言うまでもない。歯科技工士・歯科衛生士職に魅力をつけることに、最大の役割を果たせる歯科医師諸氏に大いに期待したい。

勿論、養成機関である我々は、歯科技工士・歯科衛生士の将来像を求めつつ教育課程の改善向上に努め、医療界の期待に応えていかなくてはならないことを改めて確認したい。

文献

- 1) 新潟県：医療介護総合確保促進法に基づく新潟県計画（平成26年度），2014年10月.
- 2) 新潟県へ提出の報告書：「平成26年度歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業についての報告書」.
- 3) 日本歯科衛生士会：歯科衛生士の勤務実態調査報告書，2015年3月.
- 4) 厚生労働省：各種医療関係職種団体の研修実施状況，チーム医療推進協議会への提出資料（netより）.
- 5) 須藤亜希雄：歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業，新歯界No. 750, 2015年12月pp.1.